

「治外法権の撤廃」と「治安維持」
～満州事変前後の「連続性」に関する一考察～

小池 聖一

広島大学総合科学部

広島大学平和科学研究中心兼任研究員

“Abolishment of Extraterritoriality” and
“Maintenance of Public Peace”
— A Study on “Continuation” before and
after the Manchurian Incident —

Seiichi KOIKE

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University
Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

This thesis is a study on the correspondence of the Foreign Office concerning the Japanese-Chinese negotiations on the abolishment of extraterritoriality before and after the Manchurian incident. The negotiations between legation minister Mamoru Shigemitsu and the Nationalist Government as political center came to an interruption because of oppositional opinions. But in the provinces, elements of extraterritoriality, such as civil trial, a part of consular jurisdiction, were in reality on the way being

abolished. Further were the negotiations in the provinces on Korean residents a reason for the Kanto-Army to expand the territory to " Manchukuo " after the Manchurian incident. This was also a necessary strategy to conceal military based " maintenance of public peace " by the Kanto-Army.

はじめに

「治外法権の撤廃」と「治安維持」，似て非なる二つの言葉に共通することは，満州事変前後，「連続」して存在したことである。

前者の「治外法権の撤廃」は，北京政府にひきつづき南京国民政府でも求められ，満州事変後，日本人の手によって「満州国」で一部実現された。一方，後者の「治安維持」は，事変前に国民政府の治外法権撤廃を否定する論理として，事変直後からは「満州国」の版土を拡大する口実として日本側に利用された……。

この治外法権に代表される不平等条約の改正は，南京国民政府でも国家的目標であった。北伐・易幟により中国統一後の動きは加速¹⁾，1931年3月の日中関税協定の成立により，不平等条約の一半である関税自主権が回復していた。残るは，不平等条約を最も象徴する治外法権のみとなっていたのである。

治外法権について日本は，ワシントン会議後の北京関税特別会議で中国に内地難居の付帯条件をつけつつ，撤廃を認めていた²⁾。しかし，治外法権問題をめぐる日中間の合意は，満州事変前の段階でえられなかった。日本は「漸進主義」をもって交渉にあたったが，中国側からすればその速度は余りに遅いものであったためである。このように日中間で意見が相違した理由は，第一に日本が自らの経験から，条約改正＝近代化（西洋化）と考えており，この点で中国の条約改正を時機尚早と認識していたためである。第二に，日本が英米にくらべ，経済・在中国居留民の面で，治外法権に依拠する部分を多く有していたことがあげられよう。そして，第三に日本が不平等条約改正にあたって治外法権問題と関税自主権問題を併置して考えていたことがあげられる。このため日本の内部でも次の三つの異なった考え方方が生じた。まず，(1)として对中国政策上，「漸進」的撤廃に積極的で，国民政府と直接交渉によって現状における「満州」日本権益の確保を図る重光（葵）在中国臨時代理公使（1931年8月に公使）の立場があげられる。(2)としては英米との協調を重視，「満州」権益の維持を前提に中国の治外法権撤廃に消極的な幣原（喜重郎）外務大臣が，そして(3)としては，朝鮮統治への波及を恐れ「治安維持」をもって中国側と対峙する朝鮮総督府等の立場があげられ，この三者間で齟齬が生じることとなった。結果，治外法権交渉の場所も，重光・王正廷外交部長との間でおこなわれた中国・

中央での交渉と、地方・特に間島における朝鮮人の帰属問題を軸とする交渉との二局面を持つこととなったのである。

そこで本稿では、「治外法権の撤廃」と「治安維持」という二つの言葉を手がかりに、治外法権撤廃交渉のなか、外務省側対応に着目しつつ、満州事変前後の「連続性」について考察することとした³⁾。

一、治外法権撤廃交渉における「中央」と「地方」

1. 中国・中央での展開

1927（昭和2）年初頭の段階で南京国民政府は、不平等条約の改正を現行通商条約の改訂をもっておこなうこととした。同方針は、改訂期が近付きつつあった日中（清）通商航海条約にも適用されたものの、中国側の即時撤廃要求と日本側の内地開放問題が正面から衝突、なんら成果をもたらさなかった。このため国民政府では、'28年7月7日、期限満了の不平等条約を破棄し（日中（清）通商航海条約も含まれていた）、新条約締結までの過渡的な臨時弁法の適用を宣言したのであった。さらに、1929年4月27日には、国民政府側・王正廷外交部長より、条約未到来国と失効国を区別、列国間の分断を図りつつ前者の条約期限未到来国に対して治外法権交渉の開始が申しでられた。

この間、イギリスは、五・三〇事件以降、1927年1月27日の対中覚書および同29日のチェンバレン外相の演説により、領事裁判権の改正、関税自主権問題、租界の返還等について对中国宥和的政策に転換することを宣言。実際、同年2月19日に漢口、3月2日には九江の租界返還協定を中国との間に締結していた。アメリカも治外法権問題について中国との間で単独でも交渉する用意があると宣言していた。中国に利権を有しないベルギー、チリ、ポルトガル等の国々は、中国との間で1929年中に新たな通商条約を締結、治外法権の撤廃に同意していった。日本側も对中国宥和政策への転換が図られ、1929年9月、佐分利貞男が新駐中国公使に任命された⁴⁾。しかし、幣原外相は、治外法権問題に対して来日中の張繼（国民政府司法院副院長）との会談で、司法制度の整備と安定的な中央国家を要求、一方で「満州」権益の返還に絶対反対の意をしめしていた⁵⁾。幣原に代表される对中国認識が外務省をしめ

るなか、中国に着任した佐分利は、現地の在上海重光総領事等の「日本は支那本土に於て列国に率先して支那の要望を容れ、支那は満州について日本と妥協すべきであると云ふ議論を建て」「一般問題について日支の関係を改善し、而して後、満州問題の妥協に移るよう」との意見に賛同し⁶⁾、10月14日・15日の両日、王正廷外交部長と治外法権問題について会談をおこなった。席上、王は改めて対華二十一箇条を否定し、中東鉄道紛争解決後に満鉄付属地の鉄道守備隊撤退を佐分利に要求した。さらに内地開放問題については、中国東北地域の特殊地域化を否定、農地を開放の対象から除く意見をのべた。反面、治外法権撤廃に対する保障に関しては、「攻究中」とのみ語り、具体的な提言をなさなかったのである。

佐分利は、この会談で国民政府が「列国中日本ノミヲ「シングルアウト」スルノ措置ニ出ツルカ如キコトモ万々之ナシトハ保シ難キ」との感想を持った⁷⁾。佐分利の懸念は、上海臨時法院問題で日本が条約満期国として扱われて「シングルアウト」されていただけに現実味を有していた。そして、佐分利の動きより早く国民政府は、'30年1月1日を期して一方的な治外法権回収を具体化しつつあった。

早速、佐分利公使は帰国し、治外法権問題について本省首脳と検討に入った⁸⁾。しかし、佐分利の帰国した外務省では、明年1月に予定されているロンドン海軍軍縮会議の準備に忙殺されており、中国問題は二次的なものとされていた。孤独癖のある佐分利は、'29年11月29日、箱根の富士屋ホテルで謎の死を遂げたのであった⁹⁾。

佐分利の死は、治外法権問題への日本側対応を鈍いものとした。とはいっても、重光は、宋子文との間で1930年3月に結実する関税協定交渉を進めており、列国側の対応も漸進主義を再確認するもので、王正廷が期待していたものではなかった。このようななか、イギリスは、'29年12月20日、ヘンダーソン（Arthur Henderson）外相が駐英國施（肇基）中国公使に「エード、メモワール」を手交、大晦日の31日に公表した¹⁰⁾。同覚書は、28日の、国民政府による治外法権撤廃令に対応して、英國が、イ. 漸進主義、ロ. 民事のみ討議、ハ. 撤廃後の保障としての外国人参与、ニ. 英国公使と王部長との間では原則問題のみ、専門的事項については法律家に、ホ. 仲裁規定を重視、の五点を骨子とする新たな治外法権交渉方針を決定したことを意味するものであった。そして、日本側も'29年11月26日に佐分利公使を入れて作成

し、12月1日に「抽象的且保守的ニ改メタル」¹¹⁾、治外法権問題に対する根本方針を、'30年1月20日、閣議承認をへて定めたのであった¹²⁾。

日本の治外法権根本方針は、漸進主義を採用、民事・刑事とも段階的撤廃を主張するものであった。しかし、治外法権撤廃の対象より共同租界と鉄道付属地を除外し、民事に関する治外法権撤廃に対し内地の居住営業権を、また、刑事の撤廃の代わりに土地利用権を代償に求めている点に特徴があった。また、本根本方針は、1929（大正14）年11月に閣議決定された「治外法権委員会ニ対スル一般方針」とくらべても、具体的ではあるが共同租界および鉄道付属地について「一般方針」が「一般ノ事例ヲ以テ之ヲ律スルコトヲ得ス当分ノ内大体現制ヲ維持シテ之カ解決ハ他日ノ考慮ニ譲ルノ外ナク」あるいは「我國民的感情ノ極メテ鋭敏ナルモノアリ直ニ其ノ現制ノ変更ヲ許ササルハ已ムヲ得サル所ナリ」と将来の含みを残していたのと比べより厳しい表現をもちいていた¹³⁾。

日本は、この根本方針を2月4日から6日にかけて英米仏の各国政府に手交した。これより前、アメリカ国務省極東部長ホーンベック（Stanley K. Hornbeck）より

表1 治外法権撤廃各国情案比較表

事項	日本案(5.2.3)	米国案(5.1.25)	英國案(4.12.31)	中国対案
撤廃速度	漸進的	漸進的	漸進的	即時撤廃
撤廃方法	事項・地域別	地域別	事項別	事項別
民事	条件付撤廃	撤廃	保障付撤廃	即時撤廃
刑事	条件付撤廃	撤廃	—	即時撤廃
特別法廷設置	—	設置	設置	設置
外国人判事登用	可	—	可	不可
外国人法律顧問	可	可	—	条件付可
内地開放				
居住・営業	必要	可	必要	可
土地所有権	必要	難色	可	不可
対象地域除外	租界及び鉄道付属地	租界	共同租界	不可
移審権	—	必要	—	不可

昭和五年四月『(極秘) 条約局調書(第五十八回帝国議会参考資料)』(条約局第二課、外交史料館所蔵)等より作成。

も駐米国伍（朝樞）中国公使に対して治外法権撤廃条約案が提示されており、日英米主要三国の治外法権案が出揃った（表参照）。

だが、日本側は、この案で中国側との交渉を開始しなかった。理由は、関税協定交渉が開始されており、同交渉への王正廷外交部長の容喙を好まなかったからである¹⁴⁾。また、日本側には、治外法権撤廃の方式をめぐってイギリスの事項別とアメリカの地域別方式とが、アメリカのみ交渉地をワシントンに置いていたこともあり¹⁵⁾、激しく対立しているように映っていたからである。

しかし、現地中国では、本国政府から治外法権問題でフリーハンドを得ていたランプソン（Miles Wedderburn Lampson）英國公使がアメリカ公使館側と治外法権案の作成に取りかかっていた。日本側が英米間でこの公使館共同案の作成をおこなっている事実を内示されたのは、3月26日のことであった。本省側は、このような英米間の協調姿勢に対して3月31日，在北平矢野（真）参事官宛て「今後トモ関係國ノ間ニ聯絡ヲ保持シ少クトモ解決案ノ基本的大綱丈ケハ日英米等両関係國ノ内意見ヲ纏メテ支那ニ当ルコト相互ニ肝要ナル」とし、(イ)漸進的撤廃（民事→刑事）、(ロ)特別区域除外、(ハ)撤廃に際しての保障（外国人裁判官等）、(ヘ)内地開放を具体化、の四点についてイギリス側に打診するよう訓令していた¹⁶⁾。本省側では、英米間の協調を、アメリカの突出を抑止するものと（希望的に）認識していたのである。しかし、この幣原訓令が発せられたのと同じ日、ランプソン公使より在北平矢野参事官に内示された英米公使館共同案は、民刑事同時放棄（人事を除外）、代わりに外国人判事と同様の法律顧問を設置して移審権を規定し、外国租界および居留地を対象地域外としたものであった。日本が最大の関心をしめていた内地開放問題については、ランプソン英國公使が矢野に「第十三条内地開放ニ關シ土地所有権ノ点ニ付テハ加奈陀モ米国ト同様ノ立場ニアルノミナラス法権撤廃ニ關シ特別区域除外ヲ主張スル限り支那側ニテ土地所有ノ点迄譲歩スルヤ疑アリ」と内話していたように、日本側にとって悲観的な内容となっていた¹⁷⁾。これに対し、日本側治外法権に関する根本方針は、現地フランス側から支持され、「内地開放ノ如キモ当然此ノ際之ヲ主張スルヲ要ス」「英米ノ態度ハ餘リニ「リベール」ニ傾キ居ル」との回答が寄せられていた¹⁸⁾。つまり、治外法権問題をめぐり内地開放問題を中心に英米と日仏との間で意見の相違が明かとなっていたのである。

そして、この英米公使館共同案は、米国務省での修正をへて6月4日、「国民政府カ本協定ノ条件ヲ支那全土ニ亘リ有効ニ実施スル能力ヲ示シタルトキ」および「批准ノ日ヨリ五年以上ヲ経過シタル後且支那側裁判殊ニ司法権独立ノ実況ヲ見タル上民事以外ノ移管ヲ考慮スヘキ旨ヲ規定セル点及刑事事件中十弗以下ノ罰金ニ当ル微罪ノ移管ヲ認ムル点」をイギリス側が付け加え¹⁹⁾、中原大戦最中の9月11日、王正廷外交部長に提出された。

この提出の時期設定についてランプソン英國公使は、9月16日、重光との会談で「支那政府不安定ノ事態ヲ利用シ行ク方寧ロ有利ナリトノ意向」との状況判断をしめしていた。一方、重光は南京国民政府の勝利を前提にしつつも、「法権問題ノ如キ根本問題ハ短時日ノ間ニ交渉ヲ纏ムルコトハ不可能ナルヘシト」として、「ラディカル」な王正廷外交部長を忌避し²⁰⁾、当該期進行していた債務整理交渉に期待をかけ、「稳健」な宋子文財政部長等の勢力が国民政府部内で優勢を占めるまで治外法権交渉を遅延させることとしていた。それゆえ、9月18日の王正廷からの治外法権交渉開始の打診に対して重光は、日本国内の統帥権問題を引き合いに出し遅延を正当化していたのである。

しかし、日本側の遅延策に余裕は与えられなかった。12月1日、王正廷外交部長は、ランプソン英國公使に即時全廃を主義とする対案をしめした。さらに、王正廷、王寵惠提案による事実上の領事裁判権撤廃を意味する外債訴訟実施弁法を採択。同月17日には、英米仏蘭諾伯の六カ国に対して覚書を提出、1931年2月末という期限を付けて治外法権の撤廃を迫ったのである。列国は、王覚書を一方的かつ脅迫的なものと認識したものの、歩調は不揃いなものであった。仏は強硬な姿勢をとりつつあったが、蘭は事実上屈伏、英米両国は宥和の方向に進んでいった。特にランプソン英國公使は、「中国ノ本件ニ関スル決心ノ強固ナルコトヲ察シ」「本国政府ニ對シ法権問題ニ關シ從来ノ態度緩和方ニ付請訓」していた。イギリスは、より対中国宥和的な姿勢を明らかにしていったのである²¹⁾。状況は、遅延策をとる日本に不利に展開しつつあった。

2. 中国・地方での進展

中央での交渉にくらべて中国各地方では、交渉員制度の廃止もあり²²⁾、1930年1

月1日を期して国民政府より公布された治外法権撤廃令が徐々に浸透していった。

天津では、同年2月、中国人を被告とする民事訴訟に対して訴訟費納入が請求され²³⁾、「華洋上訴案件」についても、事実上、中国の普通法令で受理されることに改訂されていった。このような民事における領事裁判権のなし崩し的な撤廃に対し、雲南の高等法院でも、同年8月1日以降、中国人と外国人との訴訟を受理する旨の通知があった²⁴⁾。本省側としても、7月17日、中国人が被告の場合は、これを受け入れる様訓令を発したのである²⁵⁾。以下では、中国法廷を舞台とする日本人が関与した三つのケースについてみることとしたい。

ケース1. 三井洋行商標登記問題²⁶⁾

1930年5月中旬、上海三井洋行支店は、中国人買弁とその連帯保証人、取引先を相手に買弁の不信行為に対する損害賠償請求を特別区法院に提訴した。その際被告弁護側は、6月18日の公判で三井が外国法人として登記をおこなっておらず原告としての資格がない、との意見を提出した。これを判事も認め、三井に対し法人あるいは支店長個人名義で登記をおこなうことを命じた。そして、中国側は、この問題に合わせるように6月27日、外国人登記に関する弁法八カ条を発布した。中国国内で会社登記をしていない外国法人による訴訟は、中国裁判所で受理されないこととなったのである。中国側の対応は、日本を条約満期国とみなして治外法権を事実上無視するものであった。このため、在上海重光総領事は、訴訟自体と別個に、イ. 国際法上の原則、ロ. 日本の条約効力継続との立場、ハ. 日本人の最惠国待遇、の三点をもって7月上旬、国民政府に抗議すべく本省に稟申したのであった。一方、裏面で重光は、守屋（和郎）書記官をして江蘇高等第二分院長徐惟震と内密に懇談を重ねさせ、事件自体は名義の変更と三井の会社登記をおこなうことによって穩便にすまそうとしたのであった。結果、裁判自体は、和解が進行し、また、一部訴訟についても三井側の勝訴となつたのである。

ケース2. ロシア人を原告として東洋拓殖株式会社を被告とする不動産登記抹消問題

この問題は、1921（大正10）年6月、ハルビンにおいてロシア人コムクリッヂが東洋拓殖株式会社（以後、東拓と略記）より資金融通をうけた所有不動産をロシア

人ラリーナに売却したものの（抵当権も継承された），同不動産中の建物建築費を中国人建築請負業者に支払っていなかったことにはじまる。このため，中国人建設請負業者は，問題となったラリーナ所有の建物を差押えた。これを不服とするラリーナは，'25年9月，差押解除の訴訟を中国法院に提訴したのであった。結果は，ラリーナ側の敗訴であった。このため，コムクリッヂは，中国法院が当該不動産を自らの所有権にあるかの如き判断を下したことを奇貨として，'29（昭和4）年12月，東拓に抵当権抹消，ラリーナには所有権確認の訴訟を地方法院に提訴したのであった。地方法院では，在ハルビン八木（元八）総領事の説明を聞き入れ，東拓を被告とする裁判に対する管轄権を持たないとして，コムクリッヂの提訴を却下した。しかし，コムクリッヂは，地方法院の判決を不服として高等法院に上訴。ハルビンの高等法院は，当該訴訟の取扱について指示を南京司法院に仰ぎ，南京司法院より「不動産登記ニ関スル訴訟ハ中国法律ニ準拠シ中国ノ登記公署ニ登記セルモノナル以上登記人ハ中国法院ノ管轄ニ属スルト否トヲ問ハス中国法院ニテ受理スヘシ」²⁷⁾との指令を受け，審理を地方法院に差し戻した。これに対して八木総領事は，日中（清）通商条約第二十条，第二十一条より日本人の裁判管轄に抵触すると，9月4日，抗議した。だが，この裁判管轄をめぐって外務省内部でも意見の対立が生じていた。

条約局では，立作太郎博士（東京大学教授，国際行政法専攻，外務省顧問，条約局産みの親の一人）の賛成，山田三良東京大学教授の同意を背景として八木総領事同様，裁判管轄権を行政作用である不動産登記より実体法上の問題として優先。本問題についても領事裁判所の管轄下にあるとの意見を持っていた²⁸⁾。これに対して，亜細亜局側は，日本人は商埠地において不動産所有できず，抵当権等についても中国裁判所に登記する以外にないとして，既に東拓が不動産登記を中国側にしていることを理由に，「本件ノ如キ権利ヲ獲得スル為ニ任意ニ支那ノ法権ニ服セル場合ハ之ヲ默認スヘキモノナリト思考ス」との認識をしめしていた²⁹⁾。結果，9月8日付で条約局で起案された「本件ハ被告ノ所属國タル本邦裁判所ノ管轄ニ属スペキモノニシテ支那裁判所ノ管轄ニ属スペキニ在ラズ南京政府ノ指令ハ此ノ当然ノ事理ヲ無視セルモノト云フベク貴官ハ之ガ取消方至急政府当局へ申入レラレ度シ」との訓令案の発送は見送りとなった³⁰⁾。その後，国民政府外交部命令により今後提起される

華洋裁判は、地方法院で受理するよう通達された。この中国側通知に対して本省側では、「我方ニ於テハ支那法院ニ於テ華洋訴訟事件ヲ管轄スルコトニ付正式ノ承認ヲ与ヘタル次第ニ非サルニ付管轄変更ニ関スル支那側來翰ニ對シテハ何等回答ヲ發セス其専放置セラレ度」と訓令していた³¹⁾。一方、高等法院側としても日本側の批判に対応できず、11月11日、国民政府に抗議するよう求めていた。このため、八木総領事は本省に国民政府への抗議を要求し、重光代理公使による中国・中央での交渉となった。しかし、重光は、「手続上ノ問題トシテ本件処理方ヲ考究スルニ中国法ニ依ル中国法院ニ於ケル登記ノ記載ハ中国法院ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得サルモノナルカ故ニ登記簿上ノ記載ニ関スル限り常ニ中国側ノ権限ヲ承認セサルヘカラス」と意見具申³²⁾、亜細亜局に近い、むしろ一步先んじ民事の領事裁判権撤廃を容認するかのごとき見解をしめしたのであった。その後も同問題は膠着状態を続け、満州事変を迎えてあやふやのうちに事件も忘れ去られていったのである。

ケース3. 東拓対济南電話公司訴訟事件

本問題は、1921（大正10）年3月および7月に東拓が济南電話公司事業拡張資金として当時同公司総理馬官和（馬は張宗昌山東督弁時代の財政府長）を主たる債務者、公司を連帯保証人兼担保提供者として'21年3月と7月に合計42万円の資金を貸付したことから端を発する。この貸付金に対して馬および公司は、'24年上半期までは利息の支払を継続していたものの、翌25年初頭より中国政局流動による財政難を理由に延滞状態となっていた。このため、東拓側は償還期限が過ぎたこともあり、馬・公司側に逐次弁済請求をおこなっていたが、公司側の回答は、債務自体を否認するものであった。困った東拓側は、'27（昭和2）年に济南、天津両総領事館を通じて外交交渉により解決を計ったが埒が開かず事態の進展もなかった。結局、東拓側は、当時の在济南藤田（榮介）総領事の公正な裁判も期待できる、との助言もあり、馬と公司を相手に、'30年1月7日、貸金元金およびその利息（元利合計約80万円）の請求訴訟を济南地方法院に起したのであった。

この裁判、1930年10月3日の地方法院における第一審判決は、日本側が勝訴した。日本側・東拓側としては、相手（济南電話公司）が公的機関であり、また、電話工会等の反日攻撃が熾烈をきわめるなか、在济南西田（畔一）総領事の助言もあり、

示談での解決をめざしていた。だが、債権確保のための仮執行は、工会等の反日宣伝および実力による執行妨害もあってできず、11月15日には、高等法院より地方法院での仮執行自体が取り消されることとなった。このような高等法院の態度は工会等の反日宣伝に影響されたものであるとして、日本側は、陳濟南市長、山東省政府等に反日運動の取締等を依頼。一方で、東拓側は、高等法院での審議を考慮に入れつつ、電話公司との和解の道を摸索しつづけた。しかし、電話公司と東拓との示談が成立しないまま、審議の場は、12月24日の公司側の上訴により、高等法院へ移ることとなった。

しかし、反日運動の取締は進まず、また、高等法院での審理も楽観を許さないものであった。このため、1931（昭和6）年1月上旬の段階で主管の条約局第二課（担当官北澤（直吉））では、中国中央での交渉も考慮に入れていた（亞細亞局の守島（伍郎）第一課長は第二審の結果をみてからとしていた）。また、東拓の菅原通敏總裁からは谷（正之）亞細亞局長宛て中央政府への厳重なる交渉の依頼があり、東拓の監督官庁たる拓務省からも、「本件ノ推移如何ハ同社ノ此ノ種係争事件ニ及ボス影響等モ不尠カラズ延テハ中国ニ於ケル邦人權益ノ確保ニ一大暗影ヲ投ズルノ虞有之」との意見が寄せられていた³³⁾。そして、迎えた6月22日の高等法院での判決は、東拓側の全面敗訴であった。高等法院側の判断としては、主債権者としての馬官和の責任を重視し、濟南電話公司に対する連帶保証能力に消極的な態度をとった結果であった。東拓としては、自体の経営不振および馬官和自体が行方不明なため、さらに南京最高法院に上訴したものの、結局、'32年8月31日の第三審も東拓側の敗訴となり、判決は確定した。その後は、馬官和との示談交渉に移行し、結局、東拓約80万元の債権は、15万元に減額（内8万7千元が即金支払）されて'34年1月に入り事件は解決したのであった。

以上の三つのケースからいえることは、現地の日本人および日本法人が治外法権に関し、少なくとも民事訴訟で中国人を相手とする場合、中国法廷に提訴していることである。これは、領事裁判権の一部を実質的に機能しないものとしていくことであった³⁴⁾。このような行動に対して在吉林石射（猪太郎）総領事は「目前ノ小利ノ為メ大局上更ニ一步ヲ譲ルノ結果トナルヘキハ明カニシテ」として、中央での強硬姿勢による交渉を意見具申していた³⁵⁾。つまり、民事について現地日本人および

日本法人は、中国法廷（法院）の存在を認め、民事訴訟については之を利用するようになっていたのである。しかし、1930年の段階で日本人が民事被告となることについては、上海特別区法院での邦商田岡洋行訴訟受理問題の例が存在するが、上海総領事館側から法院長に訴訟進行の延期と、今後、当事者に訴訟提起を差し控えるよう合意を内密に求めたように、現行日中通商条約の有効性をめぐる論議（日本は有効。中国側は無効、日本を条約満期国、日本人を非治外法権国人として扱う）に発展しないように穩便に処理されていった³⁶⁾。また、刑事事件に対して日本は、明確に条約違反であると抗議していったのである³⁷⁾。

一方、このような動きに対して本省内部では、あくまで通商条約の有効性に依拠し原則的な対応をおこなう条約局と現地動向に順応する亜細亜局との間で差異が生じていた。また、同じ中国でも地域差があり、台湾対岸の廈門等では、在留邦人が殆ど台湾籍であることから中国の領事裁判権撤廃に宥和的姿勢をしめしており³⁸⁾、上海総領事館も亜細亜局に近い対応をしていた（ケース1）。一方、中国東北地方でも、当初、現地日本側の対応は条約局に近いものであったが、徐々に対中國宥和的になりつつ（ならざるをえない）状況に向っていった。このように治外法権撤廃問題は、当初から行き詰まる問題としてではなく、困難な問題を多く含みながらも「漸進的」に解決しうる素地も有していたのである。

二、治安維持へ

1. 中国・中央交渉の頓挫

1931（昭和6）年に入り、アメリカ、イギリスが中国の治外法権撤廃要求に対して宥和的な姿勢を明らかにしていく一方で、日本と中国の間では、中国東北地方の日本権益の存在が障害としてクローズ・アップされていった。日本側としては、急進的な中国・国民政府の撤廃要求を減速させ、日本が妥協しそる「漸進」的撤廃の範囲に留めさせる必要があった。このため英米との協調が必要であるとの意見具申が在北平矢野参事官よりなされたが³⁹⁾、在中国重光臨時代理公使は、矢野の意見具申に同意しつつ、「悲觀無用な里 本年ハ更ニ打ちひらけたる将来を期すべく候」と、谷亜細亜局長宛の私信のなかで治外法権問題等の解決に自信をしめしていた⁴⁰⁾。

このようななか王正廷外交部長は租界回収の意欲を表明。3月5日、重光にも租界の回収について語り、3月12日と19日に王－重光間で会談がもたれた。しかし、同会談について聯合通信は、日本側が「最後ノ一国トナルモ辞セス」と中国に対して強硬な姿勢で臨んだと報じた。このような対中国強硬論に重光は、「外務省ノ意向ヲ汲ミタルモノニシテ主トシテ対内的ノ関係ニ出テタルモノナルヘキハ最近ノ議会ノ空気及国内ノ所謂対外硬論ナルモノニ微シ首肯セラルル次第」ではあるが、中国側の宣伝とあいまって「右ハ極メテ拙策ニシテ」「斯ノ如キ宣伝ハ両国ノ関係特ニ幾多ノ懸案解決ニ対シ重大ナル破壊的影響ヲ及ホスモノト云フヘシ」と批難したのであった。さらに、重光は

(前略)日華両国ハ法権問題ニ依リ直ニ暗礁ニ乗上ケ待チ構ヘタル軍部系統ノ策動ノ乗スル所トナルヘク茲ニ複雜ナル列国トノ関係及世界ノ輿論ノ前ニ於テ日本ハ何等ノ用意ナクシテ日華両国間ノ最終的場面ヲ招来スルニ至ラン而モ中国ノ反抗ニ遭ヒ世界輿論ノ積極的支持ヲモ受ケサルコト明カトナルニ及ヒテ我国ノ強硬論ナルモノモ對華経済関係モ自然ニ崩壊ヲ余儀ナクセラレ日本ハ遂ニ濟南事件ノ後始末乃至ハ關稅自主権ノ後始末ノ如キ措置ヲナササルヘカラサル破目ニ陥ルナ(キ々カ)ヤヲ虞ル(後略)

とし、「満洲問題ニ付テハ日華両国ノ関係ハ如何ニスルモ遠カラス行詰リトナルノ外無シ而シテ右行詰リニ当リテ如何ニ日本ニ有利ナル事態ヲ展開シ此ノ死活問題ヲ満足ニ解决シ得ル地歩ヲ築クヤハ日本ノ将来ノ分岐点トナルヘシ」として國際輿論を味方つけ不用な租界等を早急に返還すべきであると主張した⁴¹⁾。

だが、治外法権問題に対する王外交部長の回答は、旅順・大連の回収を求め、中国への不平等関係を「其第一ハ既ニ解决セシ關稅自主権ノ問題第二ハ法権問題第三ハ租借地及租界ノ回収ノ問題第四ハ中國ニ於ケル外國陸海軍全部ノ撤退問題第五ハ「カボタージ」ノ問題ナリ」と整理したうえで「之等問題ノ解决シタル暁始メテ中国ハ外國ト平等關係ニ立ツモノニテ其際ハ外人ヲシテ中國ニ於テ國際上ノ通則タル總テノ権利ヲ享有セシムルニ異存ナシ」と無条件撤廃を要求したのであった⁴²⁾。このため中央交渉は行き詰まることとなったのである。

そして、中国側は租界の調査を開始し、また租界内での營業税徵収⁴³⁾、国民政府度量衡の適用等を通じて租界回収の準備をはじめていった。一方、外務省中央では、

治外法権撤廃の前提としての「近代化」を検証するため、各地領事館に中国裁判所、監獄および警察の現状調査を訓令し⁴⁴⁾、治外法権の即時撤廃が時機尚早との日本側見解の実証を試みていったのである。

その後、治外法権問題における日中間の齟齬は増大していき、7月に入ると中国側（宋子文）から日本が日中間の諸懸案について故意に遅延案を講じていると批難され、治外法権問題についても重光をして「今日トナリテハ急速ニ発展ヲ見得ス内地開放及満洲問題等ニ絡ミ極メテ重大ナル局面ニ押詰メラレ之等ノ問題ヲ中心トシテ幾多附帶的事件モ手伝ヒ目下ノ處日支両国ノ関係ハ漸次悪化シ行クモノトノ覚悟ヲ要」すと認識されていったのである⁴⁵⁾。

2. 朝鮮人二重国籍問題

日中間の治外法権問題には、固有の問題として、間島を中心に在住している朝鮮人の帰属問題もあった。

日韓併合後、間島の朝鮮人は、戸籍もなく依然「朝鮮人」として朝鮮総督府の管轄下にありながら、その一方で形式的に在外日本帝国臣民として外務省の管轄もうけることとなっていた。それゆえ治外法権の間島朝鮮人への適用は、日本にとって間島の支配を正当化する根拠となった。間島朝鮮人の帰属は、間島の支配をめぐる日中間の懸案となり、その根幹に治外法権問題が位置することとなったのである。

その際、日本側が根拠としたのは、1915（大正4）年の南満東蒙条約に基づく間島朝鮮人を日本帝国臣民とする治外法権の適用であった。これに対して中国側は、間島朝鮮人の帰化政策をすすめた。結果、間島では、属地的に中国、属人的には日本に帰属する朝鮮人を生みだしたのであった。この間、西間島は朝鮮独立運動の根拠地となり、治安維持の観点から日中間で1925（大正14）年6月、「不逞鮮人ノ取締方ニ關スル朝鮮総督府奉天省間ノ協定」（三矢協定）が結ばれた。日本は西間島朝鮮人の管轄権を中国側に委譲することによって朝鮮人民族運動に対する取締手段を得、一方で中国側は日本の越境による侵略を阻止するという、日中間の協調体制が成立した。反面、間島で朝鮮人の治外法権を主張しながら、西間島で朝鮮人の治外法権を放棄することは、日本の対朝鮮人政策の矛盾を明らかにするものであった。

だが、間島朝鮮人に対する日中間の協調も、間島朝鮮人の多くが中国人地主の小

作人であったことから、朝鮮人と中国人との対立が、階級的対立に絡んだ民族的・政治的対立へと発展し、共産主義の浸透を容易にしていった。このため、1930（昭和5）年の間島「五・三〇事件」で幣原外務大臣をして間島の特殊地域化を前提とする「協調による間島治安維持」を、また朝鮮総督府・朝鮮軍からは朝鮮への波及に対する危機感として強硬な「治安維持」の必要性を認識させたのであった。その後、幣原の方向性は、張作霖爆殺後の張学良政権が国民党へ傾斜し、国民党の不平等条約改正・治外法権の撤廃にもとづいて朝鮮人への統制を強化するなか同政権との対立点を明らかにしていった。同時に政策と対峙し、国民政府と提携するため治外法権において特殊地域の設定を基本的に認めない重光との対立もひき起していったのである⁴⁶⁾。

1931（昭和6）年に入ると、朝鮮人に対する中国側の態度は「頓ニ嚴重トナリ共匪討伐ノ下愈圧迫的トナリツツアルヤニ観察セラレ其ノ窮極ノ目的ハ鮮人ノ奥地發展カ我經濟侵略ノ先駆トナルヲ惧レ之ヲ妨ケントスルニ在ルモノノ如シ」と日本側に認識されていった。このため奉天林（久治郎）総領事は、中国側が「所謂墾民ト帰化人トヲ混交シ」ていることを問題としつつも、中国側に圧迫の原因と口実を与えないため「内外ノ事態ヲ未タ極端化セサル間」に中国への帰化を希望するものに脱籍を許可するようもとめたのであった⁴⁷⁾。また、重光からも間島の特殊地域化を否定、治外法権維持は困難との認識から「満州」で一律治外法権撤廃の方針確定を求めていた⁴⁸⁾。重光も林も、間島を特殊地域化したままで、日本の領事裁判権を残すことは一般的治外法権交渉の障害になるとを考えていたのである。

これに対して外務省中央では、間島における治外法権の撤廃を(1)中国の現状は治外法権を撤廃しえる状態にない、(2)脱籍を許可すれば中国は朝鮮人に帰化を強要する、(3)帰化を強制された朝鮮人は悲惨な状況下に置かれる、の三点から反対する。また間島を特殊地域とする理由については、(イ)朝鮮人自身、間島を特殊地域としているにもかかわらず治外法権の撤廃となれば、「間島内朝鮮人ノ動搖ハ勿論朝鮮内朝鮮人ノ思想ニ及ホスヘキ影響ハ極メテ重大ニシテ憂慮スヘキモノアルヘシト想察セラル」、(ロ)朝鮮人人口増大のはけ口として必要である、の二点に求めた。そのうえで間島を治外法権の特例とするために、外務省中央では、内地開放・土地利用権の獲得と間島協約の完全履行を求める⁴⁹⁾、間島の特殊性を重視する訓令を

発した⁵⁰⁾。外務省中央は、治外法権交渉から間島での交渉を個別交渉（地方交渉）として分離、対共産軍対策として日中間協調の再構築を試みたのである。そして、吉会鉄道の完成までという期限を限定して警察権の維持と朝鮮人に制限的帰化権を付与して治外法権の「漸進」的撤廃をおこなおうとしたのであった。これは中国・中央での治外法権交渉停滞のなかで地方的解決により一般治外法権交渉の促進を図るものでもあった⁵¹⁾。だが、朝鮮人への帰化強制は、間島朝鮮人の朝鮮内への帰還を激増させ、朝鮮国内の治安維持問題ともなっていた。そして、この帰還理由を経済不況に求める外務省側に対し、朝鮮総督府は原因を中国側の朝鮮人対策に求めて、帰化権の付与および警察権の暫定的解消に反対していったのである。

一方、現地からは、「満州」における治外法権撤廃を時機尚早とする請願がなされ⁵²⁾、間島や局子街からは商埠地内で中国側が法権行使したことが報告されていた。重光からは間島朝鮮人の土地所有に関する法的根拠が薄弱であるとの意見も具申されていた⁵³⁾。幣原は、中国側に間島協約の完全履行を求める代りに中国の朝鮮人にに対する法権行使を認めることで妥協をめざした。朝鮮人問題が日本の朝鮮統治に直結するため、中国側に朝鮮人の保護と治安維持能力の向上を求め、朝鮮人民会の社交集会化、朝鮮人教育権の中国への委譲、日本人による土地集積の禁止等をおこなうことで中国人と朝鮮人の融和を図ろうとしたのである⁵⁴⁾。しかし中国側による朝鮮人統制が厳しさをますなか、9月18日、満州事変・柳条湖事件が勃発した。

柳条湖事件後、東北では居留民の現地保護が問題となっていました。東北各軍は無抵抗主義をとり、中国側地方官憲も治安維持に協力的であったが、租借地、満鉄付属地外に住んでいた日本人・朝鮮人には脅威感が募っていました。特に、中国人との感情的対立を惹起させていた朝鮮人のなかには、日本軍支配地域の奉天、安東等で中国人に対して強圧的な態度をとるものもあると報告されていた反面⁵⁵⁾、付属地外の朝鮮人農民が敗残兵や匪賊、一般的の中国人からの圧迫にさらされることとなった。このため、租借地へ避難し、あるいは朝鮮へ帰還する朝鮮人の数は、さらに増えていったのである。だが不拡大方針をとる外務省は、これら奥地朝鮮人農民を現地で保護できなかった。不拡大方針のもとで現地保護は、関東庁・朝鮮総督府の警察官に頼るしかなかったが、それも租借地・付属地内が限界であった。さらに避難してきた朝鮮人の保護も問題となっていました。朝鮮内部への波及を恐れた朝鮮総督府は、

次の三点を外務省に申し入れた。

- 一，奥地在住朝鮮人ノ保護ニ関シ至急適切ナル措置ヲ講セラレタキコト
- 二，今回ノ事変ニ依ル鮮人ノ被害者，避難民等ノ救済救護ニ關シテハ内地人側ト同様ニ取扱ハルルコト
- 三，内地人，鮮人ノ區別ナク何レモ同様ニ保護救済スペキ趣旨ヲ機會アルコトニ宣明セラレタキコト⁵⁶⁾

そして朝鮮人の問題は、関東庁から反日思想を培養する契機とも認識されていた⁵⁷⁾。一方、朝鮮人の保護にあたる外務省出先からは、日本人と朝鮮人を差別しているという不満を回避するため、救済費の支出を外務省中央に求める声も高まっていった⁵⁸⁾。結局、中央で朝鮮総督府と外務省が協議し、救護費は外務省が立て替え支出することとなった⁵⁹⁾。だが経理上、多額の支出は困難であり、外務省中央からは節約が各公館にもとめられた。このため、奉天林総領事より朝鮮人救済について「半永久的ノ方策」として（イ）避難朝鮮人に対する土地の確保、（ロ）「寛大ナル条件方法ヲ以テ農耕資金ノ貸付」、さらには「在満鮮人自作農ノ創定ニ主力ヲ用ヒ以テ在満鮮人問題ノ根本的解決ニ進ムコト緊要」との意見具申がなされたもの⁶⁰⁾、外務省中央は対応できないばかりか、救護費の支出が困難であるため、「郷土旧境ノ間ニ在リテ生産的ニ経過セシメ同時ニ鮮府ノ文化的善政ノ実情ヲ体験謳歌セシムルコト相互ノ為」と、朝鮮人の送還を促進するよう求める始末であった⁶¹⁾。

このような外務省中央の姿勢に対して米澤（菊二）領事は、

（前略）元来在満鮮人ハ殆ト其ノ全部カ郷里ニ於テ衣食ヲ得ルノ途ナキカ為渡満シタルモノニシテ今日無一物ニテ満洲ヲ追ハレ鮮内ヘ帰ルモ古ク郷里ヲ去リタルモノハ固ヨリ然ラサル者モ郷里トハ名ノミニシテ何等寄ル辺モナキモノ大半ナルノミナラス鮮内自体ニ三十数萬ノ失業者ヲ有スル今日此等避難民カ郷土旧境ノ間ニ在リテ生産的ニ経過シ又ハ鮮府ノ文化的善政ノ実情ヲ体験謳歌シ得ヘシトハ想像ノ外ニ有之候（後略）

と批難した⁶²⁾。外務省中央は救護費支出を通じて朝鮮人の不満・恐怖を吸収しえないばかりか、出先からの信頼も失っていった。また、外務省出先も警察官を増員できず不拡大方針のもと現地保護をなしえなかった。この間にも「今次ノ時局ハ支那人等ヲシテ其推移ヲ懸念セシメ鮮人ニ対スル金品ノ貸与ハ之ヲ拒絶サルルニ至リ

鮮農ノ生活上極度ノ脅威ヲ」与えられていったのである⁶³⁾。

おわりに

重光臨時代理公使（1931年8月より公使）による中国・中央での交渉は、満州事変の勃発により失敗に終った。国民政府との治外法権撤廃交渉が頓挫したまま、満州事変を迎えることとなったのである。重光は、満州事変開始直後にも事件の解決を宋子文財政部長との中国・中央交渉によって図ったが、状況がそれを許さなかった。重光は、満州事変の火の粉が閔内に移らんとするなか、自らの手で推進した対中国宥和政策を自らの手で否定しなければならなかつたのである⁶⁴⁾。

一方、地方での交渉・朝鮮人二重国籍問題は、満州事変前、領事裁判権を中国側が実質的に回収しつつある現状を踏まえて、交渉が展開された。しかし、事変後、不拡大方針を標榜しつつも、現地での保護手段をもたない外務省は有効な朝鮮人対策がとれなかつた。この間、関東軍は錦州を爆撃し、またチチハルに侵攻していった。奥地朝鮮人農民の現地保護を名目として関東軍は、占領地の版図を広げ「満州国」をつくっていった⁶⁵⁾。関東軍は、昭和6年12月8日付の関東軍参謀部第三課「満蒙開発方策案」で「鮮人移民に対しては特種の保護を加へて深く満蒙奥地に移住せしむ」と、侵略の先兵としての利用も考えていたのである⁶⁶⁾。結局、朝鮮人保護を日本（関東軍・満州国）は、武力による「治安維持」の方向でしかなしえなかつた。奥地をも対象とした治安維持能力をもたない外務省出先の発言力が相対的に低下していくなか⁶⁷⁾、武力による治安維持は、「匪賊」による奥地朝鮮人農民の被害を恒常化させ、かえって治外法権人としての朝鮮人を「満州国」統治の安定に対する阻害要因とさせていた。それゆえ、かさむ治安維持コストの削減＝朝鮮人の切り捨てのためにも、五族協和の理念に粉飾された治外法権の撤廃が必要となつたのである。結果として「満州国」成立後の治外法権撤廃は、「満州」全域を対象とする点で満州事変前における国民政府の治外法権撤廃方針と同一のものであった。形式的にも治安維持を「満州国」に負担させることは、従来、外務省が主張してきたものであった。そして依然として「満州」パルチザンの活動により、朝鮮統治への悪影響が懸念されるなかでのことでもあった。にもかかわらず治外法権の撤廃が志向されたのは、「支配の深化」⁶⁸⁾、というより、武力的な「治安維持」の限界を

しめすものであり、「在満」朝鮮人を切り捨てることで統治の安定を表面的に確保するためであった……。「満州国」における治外法権の撤廃は、1937（昭和12）年1月1日に実行された。そして、このような治外法権の撤廃の動きは、アジア・太平洋戦争下での汪兆銘政権のもとでも再現されることとなるのである。

注

1) この点については、川島真氏が研究を進めることであろう（国際政治学会1995年春季大会、分科会報告）。

2) 馬場伸也「北京関税会議と日本」『対外政策決定過程の日米比較』（東大出版会、1977年）参照。

なお、治外法権問題に関する先行研究としては、副島昭一「中国における治外法権撤廃問題」「和歌山大学教育学部紀要」第29号（1980年3月）、「中国の不平等条約撤廃と「満州事変」「日中戦争史研究」（吉川弘文館、1984年）、「第4章 「満洲国」統治と治外法権撤廃」「「満洲国」の研究」（山本有造編、京都大学人文科学研究所、1993年）および酒井哲哉「英米協調」と「日中提携」「近代日本研究11 協調政策の限界」（近代日本研究会編、山川出版社、1989年）等が存在する。このうち副島氏の一連の研究は、外務省、日本ブルジョワジーの対中国認識・政策、「満洲国」による治外法権撤廃と、各々違う対象からアプローチをおこなったものである。その意味で包括的な研究であるが、副島氏の諸研究は、満州事変前後を通観していない。また、第三論文「第4章「満洲国」統治と治外法権撤廃」において「満洲国」による治外法権の撤廃を関東軍による「支配の深化」と結論付けておられるが、汪兆銘政権下における治外法権撤廃とも併せて考える時、この結論に疑問を持たざるをえない。本論は、拙いながらもこの疑問に対する一つの答えたらんと考えている。

また、酒井論文は、本稿と同じく満州事変前後の「連続性」を研究の主たるテーマとしているが、満州事変評価について具体的な考察を捨象している。

3) 満州事変前後の「連続性」については、拙稿「『国家』としての中国、『場』としての中国」「国際政治」（No.108. 1995年2月）および「『交渉』と『蓄積』—日中関税協定施行過程における日本側対応—」年報近代日本研究第17号『政府と民間—対外政策の創出—』（山川出版社、1995年11月）も併せて参照されたい。

4) 佐分利は、中国を日本の商品市場として重視し、このために両国の親善が必要であると考えており、この点、「経済外交」を推進する幣原と同様の考え方をしていた（昭和4年11月28日付佐分利貞男より南京首都国民廃除不平等条約促進会宛書簡写『日本外交文書』昭和期I第一部第三巻662文書付記）。

5) 『日本外交文書』昭和期I第一部第三巻649文書、昭和4年9月5日於外務大臣私邸「幣原外務大臣張繼会談要領」。

6) 渡邊行男解題、重光葵「佐分利公使の死」『中国研究月報』第489号、1988年11月。

7) 昭和4年10月20日着在上海重光總領事より幣原外務大臣宛電報第1219号『日本外交文書』昭和期I第一部第三巻655文書、844頁。

8) 11月24日には、重光から王正廷の治外法権撤廃をめざす不平等条約改正が最終的に「満州」権益

に及ぶことが明かとなっていた（昭和4年10月20日着在上海重光総領事より幣原外務大臣宛電報第1352号『日本外交文書』昭和期I第一部第三巻671文書）。

9)しかし、この佐分利の死がそのまま中国問題での行き詰まりを象徴するものではない。確かに、11月24日外務省着の重光電報は「租借地及満鉄等ノ問題ニ付テハ差当り条約問題ニ関聯シテ之ヲ討議セントノ意図ナキカ如キ」ものであったが、あくまでも「将来」の問題であった（昭和4年10月20日着在上海重光総領事より幣原外務大臣宛電報第1352号『日本外交文書』昭和期I第一部第三巻671文書870頁）。実際には、重光のもと日中関税協定として結実する下交渉が着々と進行していた（この点を重光が佐分利に報告していたかは確認できない）。さらに、翌年1月1日の中国側宣言を列国がそのまま受け入れられるとも思われなかつた。それ故、中国問題で本省サイドが取り合はず、佐分利が自殺したとの重光の想定にも疑問が残る（渡邊行男解題、重光葵「佐分利公使の死」『中国研究月報』第489号、1988年11月）。

10)日本側には「支那側ノ治外法権撤廃声明ハ何レニスルモ免カレ得サルモノナルコト明白ニ付出来得ル限り之ヲ無害ノモノトスル為」に出されたと知らされた（昭和五年四月『（極秘）条約局調書（第五十八回帝国議会参考資料）』条約局第二課、59頁、外交史料館所蔵）。

11)昭和五年十二月『（極秘）条約局調書（第五十九回帝国議会参考資料）』条約局第二課、19～20頁、外交史料館所蔵。

12)同前注(10)154～6頁

13)大正14年12月15日発幣原外務大臣より在北京日置（益）治外法権委員宛第736号電報『日本外交文書』大正十五年第二冊下巻795文書付記五）。

14)1930年1月16日、30日および2月2日と夫々、王外交部長、徐謨欧米司長が関税協定への法権関係事項の挿入を要求していた。しかし、現地日本側は、関税協定成立を第一に、2月3日、関税協定後に法権問題について交渉を開始し、逐次解決をしていくことで王を説得している。

15)ウェルズレー英国外務次官補（Victor A. A. H. Wellesley）は、米国の態度を非協調的と松平（恒雄）駐英國大使に語っている（同前注(10)92～3頁）。

16)同前注(10)138～141頁。

17)アメリカは、土地所有権の獲得に反対、借用権の設定を主張していた（同前注(11)138～141頁）。

18)同前注(10)145頁。

19)同前注(11)65～66頁。

20)同前注(11)78～81頁。

21)同前注(11)16頁。

22)1929年6月20日の国民政府令によって廃止が決定された交渉員制度は、国民政府による外交権の統一を意味し、日本にとっては「領事裁判権ヲ有スル外国及外国人ノ便益ヲ奪ヒ以テ治外法権撤廃ノ実現ヲ促進セムトスル」（昭和4年9月3日調「国民政府交渉員撤廃問題」「国民政府ノ交渉員制度撤廃問題一件」（A.2.1.0.A3））ものと認識された。外務省側は、この国民政府令を無視し、領事権限に何等変更を加えぬ方針を訓令していた。結局、12月31日、外交部特派交渉員公署は廃止され、外交事務は中央へ移管されるとともに、通商貿易および土地関係事務等の外国人保護取扱関係事務は地方政府に移されたのであった。

その際、日本側が最も関心を持っていたのは、張学良政権の動向であった。もし張学良政権が交

渉員の廃止を受入れたならば、それは東北の国民政府化を意味し、反対に受け入れなかつたならば日本が密かに期待する保境安民政策を実行する意思表示であると考えていたからである。しかし、中ソ紛争や馮玉祥との関係から、特派交渉署は暫定的に存続することとなり、1930年1月、遼寧交渉署および哈爾賓交渉署は、夫々外交部特派員瀋垣弁事處、同哈爾賓弁事處と改称、各省単位で設置されることとなつた。しかし、日本側は、領事による交渉が困難になりつつあり、交渉案件の外交部直轄が実現されると予想していったのである。

- 23) 昭和5年2月22日付在天津岡本(武三) 総領事より幣原外務大臣宛公信機密第160号「支那裁判所ニ於テ訴訟費徵収関係一件」「支那裁判所ニ於ケル訴訟費徵収関係一件」(D.1.1.3.3)外交史料館所蔵。
- 24) 昭和5年7月12日着在雲南橋丸(大吉) 事務代理より幣原外務大臣宛電報第9号『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷793文書。
- 25) 昭和5年7月17日発幣原外務大臣より在雲南橋丸事務代理宛電報第3号『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷795文書。
- 26) 同前注(11)242~53頁。なお、当該問題に関する「外務省記録」は焼失している。
- 27) 「不動産登記ニ関スル訴訟ノ管轄ニ関スル件」西村(印)【条約局側意見】『支那裁判所ニ於ケル各国人関係裁判事件雑件東拓ヲ被告トスル抵当権抹消申請訴訟関係』(D.1.1.3.2-3)外交史料館所蔵。
- 28) 同前注(11)247頁。
- 29) 「不動産登記ニ関スル訴訟ノ管轄ニ関スル件」西村(印)【条約局側意見】『支那裁判所ニ於ケル各国人関係裁判事件雑件 東拓ヲ被告トスル抵当権抹消申請訴訟関係』(D.1.1.3.2-3)外交史料館所蔵。
- 30) 「不動産ニ関スル登記ト領事裁判権トノ関係」同前注(29)。
- 31) 同前注(29)。
- 32) 昭和5年10月17日発幣原外務大臣より在局子街田中(作)副領事宛条二機密第35号電報『支那司法制度関係雑件華洋訴訟取扱変更関係』第一巻(D.1.1.2.1-1)外交史料館所蔵。
- 33) 昭和5年11月28日付在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛公第308号公信「東省特別区法院ニ於テ東拓ヲ被告トスル抵当権抹消申請ニ関スル訴訟事件ヲ受理シタルコトニ関スル件」『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷809文書。
- 34) 济南からは、地方法院への提訴が増えつつあるとの報告がなされてる(昭和5年11月25日付在济南西田總領事より幣原外務大臣宛機密第543号公信「華洋訴訟事件ニ対スル改正弁法規定ニ関スル件」『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷808文書)。
- 35) 昭和5年12月16日付在吉林石射總領事より幣原外務大臣宛機密公第856号公信「華洋裁判取扱変更ニ関スル件」『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷810文書。
- 36) 昭和5年5月28日付在上海重光總領事より幣原外務大臣宛機密第754号公信「上海特区地方法院ニ於テ邦人ヲ被告トスル訴訟受理ニ關シ報告ノ件」『日本外交文書』昭和期I第一部第四卷791文書。
- 37) 昭和5年10月15日付在上海重光總領事より幣原外務大臣宛第1391号公信『支那裁判所ニ於ケル各国人関係裁判事件雑件』(D.1.1.3.2)外交史料館所蔵。
- 38) 昭和5年9月25日付在廈門寺嶋(廣文)領事より幣原外務大臣宛機密第444号公信『在支帝国領事裁判関係雑件(在満洲國ヲ含ム)』第一巻(D.1.2.0.2)外交史料館所蔵。
- 39) 昭和6年1月7日着在北平矢野參事官より幣原外務大臣宛電報第5号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷357文書。

- 40) 昭和6年1月在中国重光臨時代理公使より谷亜細亜局長宛私信『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷358文書付記。
- 41) 昭和6年3月23日発在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第309号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷378文書。
- 42) 昭和6年3月28日発在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第335号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷381文書。
- 43) 前掲拙稿「『交渉』と『蓄積』」参照。
- 44) 昭和6年4月17日発幣原外務大臣より在中国各公館長宛電報合第239号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷387文書。
- 45) 昭和6年7月7日着在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第607号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷398文書。
- 46) 本部分を含め間島問題全般については、李盛煥著『近代東アジアの政治力学－間島をめぐる日中朝関係の史的展開－』(1991年、錦正社)を参照されたい。
- 47) 昭和6年3月6日着奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第160号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷373文書。
- 48) 昭和6年3月13日着在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第277号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷376文書。
- 49) 昭和6年3月23日付 亜細亜局第一課「(極秘) 治外法権撤廃ニ際シ間島ニ関シテ特例ヲ設クルノ必要及其内容(未定稿)」「支那治外法権撤廃問題一件 滿州並間島ニ関スル特殊關係」(B.4.0.0.C/XI-13)外交史料館所蔵。
- 50) 昭和6年3月27日発幣原外務大臣より在中国重光臨時代理公使宛電報第109号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷380文書。
- 51) 昭和6年4月13日付「間島問題ニ関スル外務、拓務、朝鮮總督府第六回協議会、議事録」『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷386文書。
- 52) 昭和6年4月2日付哈爾賓日本商工会議所会頭加藤昭より武富(敏彦)外務省通商局長宛哈商發第1237号書信「滿州ニ於ケル治外法権撤廃問題ニ關スル要望ノ件」同前注(49)。
- 53) 昭和6年5月5日発在中国重光臨時代理公使より幣原外務大臣宛電報第426号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷392文書。
- 54) 昭和6年5月13日発幣原外務大臣より在中国重光臨時代理公使宛電報第167号『日本外交文書』昭和期I第一部第五卷393文書。
- 55) 昭和6年9月21日発在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第678号『日本外交文書』滿州事変第一卷第一冊事項1.86文書。
- 56) 昭和6年10月5日付堀切(善二郎)拓務次官より永井(松三)外務次官宛朝一第3081号公信「滿洲事変ニ起因スル奥地在住朝鮮人ノ被害防止ニ關スル件」「滿洲事変 在留邦人保護、引揚、避難及被害關係 保護、引揚及避難關係」(満洲ノ一)第九卷(A.1.1.0.21-1-1)外交史料館所蔵。
- 57) 昭和6年10月9日付関東府警務局長より堀切拓務次官・永井外務次官等宛機関高鮮第4460号公信「滿洲事変 在留邦人保護引揚避難及被害關係 保護引揚及避難關係 在留民救濟關係(満洲ノ三)」第六卷(A.1.1.0.21-1-1)外交史料館所蔵。

- 58) 昭和6年10月17日発在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第1015号「日本外交文書」昭和期I第一部第五巻430文書。
- 59) 昭和6年10月20日付「高裁案」「日本外交文書」昭和期I第一部第五巻432文書付記。
- 60) 昭和6年11月5日在奉天林総領事より幣原外務大臣宛電報第1198号「日本外交文書」昭和期I第一部第五巻437文書。
- 61) 昭和6年11月29日付三浦亞細亞局第二課長より在安東米沢領事宛半公信「日本外交文書」昭和期I第一部第五巻444文書。
- 62) 昭和6年12月8日付在安東米沢領事より三浦(武美)亞細亞局第二課長宛半公信「日本外交文書」昭和期I第一部第五巻447文書。
- 63) 昭和6年11月13日付関東府警務局長より拓務次官・外務次官等宛関機高鮮第5048/2号公信「満洲事変 在留邦人保護、引揚、避難及被害関係 保護、引揚及避難関係」(満洲ノ二)第十巻(A.1.1.0.21-1-1)外交史料館所蔵。
- 64) 「支那ノ対外政策関係雑纂 「革命外交」(重光駐支公使報告書)」(松A.2.1.0.C1-1)外交史料館所蔵。なお、本報告書は、「重要ナル支那國ノ條約違反ト右ニ関スル日支間ノ交渉」(昭和七年一月、国際聯盟支那調査外務省準備委員会、外交史料館所蔵)という調書になっている。このように重光が自らの対中国有和政策を否定しなければならなかったことは、重光が公使となり関内各総領事館に対する指導権が確立された時だけに皮肉なことであった(昭和6年9月27日発幣原外務大臣より在中国重光公使宛電報第388号「日本外交文書」満州事変第一巻第二冊事項7, 69文書)。
- 65) 満州事変の主導者である関東軍にとって「満州」侵略・領有計画は、自らの謀略による出兵と、それを補助する朝鮮軍による間島への出兵という二つの方向性を有していた。展開兵力の点からは、朝鮮軍との連携が必要であり、「謀略」としては後者が選択される可能性も存在していた(板垣征四郎「軍事上より觀たる満蒙に就て」神田正種「鴨綠江」「現代史資料7 満州事変」みすず書房、1964年)。実際、満州事変開始後の間島では、「間島方面ニ於テハ朝來奉天附近ニテ交戦ノ情況ヲ知ルト共ニ支那軍隊及民心激昂通信機関ノ一部ヲ破壊シ内鮮人ノ行動ヲ圧迫監視シ又ハ国境附近ニ於テ鮮人ノ射撃セラルモノアル等不安其極ニ達シ何時事件ノ突発アルヤモ計リ難キ情勢ニアリ」として間島保障占領の必要性が意見具申されており(昭和6年9月19日発林(鉄十郎)朝鮮軍司令官より二宮(治重)参謀次長宛電報朝参報第28号「満洲事変」第一巻(昭和六年九月十七日~同七年四月)(A.1.1.0.21)外交史料館所蔵)、また、「間島理春内鮮人十八個所連合民会」名で保障占領の要請もだされていた(昭和6年9月19日発「間島理春内鮮人十八個所連合民会」より幣原外務大臣宛電報「日本外交文書」満州事変第一巻第一冊事項2, 3文書)。その後も電話線の切断事件や、朝鮮軍の示唆による襲撃等があり朝鮮軍の間島保障占領への策動は断続的に続いたのである。しかし、満州事変という謀略は、鉄道付属地でおこなわれた。これは、中村(震太郎)大尉事件を主任していた片倉衷関東軍参謀が「外交官の軟弱なる如何程折衝するも前途明なく共同調査已むを得されは実利よく調査の用意を以て断然支那軍憲に最後通牒的に威嚇するを以て捷徑と確信満洲の事情は関東軍に委して可なりと信し候」「情況有利に進展せは正々堂々満蒙問題解決の導火線なり」と国内に書き送っていた「謀略」の延長線上に存在していた(6日付(8月か)片倉衷より川上清志他宛書簡写「片倉衷文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵)。関東軍は、自らが主としておこなう「謀略」・柳条湖事件を選択したのである。

- 66) 片倉衷「満州事変機密政略日誌 其三」『現代史資料7 満州事変』みすず書房, 1964年, 292頁。
- 67) 錦州攻撃により国際聯盟における英米との協調方針が崩壊するなか、亞細亞局内でも「錦州攻撃カ大成功ニ終リ英、米、仏等モ其手際ニ屹然タル有様 サテコレカラ愈々満蒙経略ノ時期トナッタ。早クモ満洲統治機關ノ統一カ伝ヘラレル。其際イツモ毛嫌サレルノカ外務省奉天総領事廃止説サヘル始末。外務省ハ何ントカセネバナラヌ。国民ノ声ヲ聴ケ、国民ト共ニ生キル。要ハ只夫レダケダ」との動きを生むのである(川村茂久日記)昭7年1月7日の条、外交史料館所蔵)。
- 68) 前掲副島昭一「第4章「満洲國」統治と治外法権撤廃」132頁。